




工事に関する入札制度説明会


酒田市総合評価落札方式について

平成28年1月13日（水）
酒田市総務部契約検査課

1



入札制度



- ▶ 10年程以前は工事の入札は、通常「**指名競争入札**」で実施していた。
- ▶ 工事入札の透明性、公平性の向上を目的に「**一般競争入札**」に移行していった。
- ▶ 酒田市では、平成15年度から一部工事で一般競争入札を実施し、現在では、全ての工事入札を一般競争入札で実施している。

2

一般競争入札の課題



- **ダンピング受注の増加**
 - ・ 公共工事の品質の低下
 - ・ 安全管理の不徹底による事故の増加
- **低価格競争による建設業界の疲弊**
 - ・ 若手、担い手を育成する余力が無い
 - ・ 下請へのしわ寄せ
- 平成17年4月に「**公共工事の品質の確保に関する法律**」（品確法）が施行
 - ⇒ **総合評価落札方式を一般化し、品質の確保を目指す**

3

総合評価落札方式



- 総合評価落札方式とは、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する方式。
- 酒田市では、総合評価落札方式を平成19年度に試行導入、一定程度実施したが、平成22年度を最後に実施していない。
- 現行の酒田市総合評価落札方式には運用上の課題がある。
 - ・ 評価点による差が出にくく、入札価格が低いものが有利
 - ・ 評価を行う労力が大きい
 - ・ 県の総合評価落札方式との相違

4

酒田市総合評価落札方式 の見直し①



- ▶ 山形県が実施している簡易Ⅱ型総合評価落札方式に準じた見直し
- ▶ 対象として、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事ではA、Bの格付けをしている工事、それ以外は設計金額1千万円以上の工事について実施の予定

5

酒田市総合評価落札方式 の見直し②



- ▶ 評価基準（評価項目、配点）の見直し
- ▶ 評価方法（算定方式）の見直し
- ▶ 品質等確実点の採用
- ▶ 開札後に総合評価を実施（事後審査）
- ▶ ペナルティーの追加

6

ガイドライン P.3、P.4、P.12～P.31

評価基準（評価項目等）



- 企業の能力（計5点）**
 - ・過去15年間の同種・類似工事の施工実績
 - ・過去5年度における工事成績評定の平均点
 - ・過去2年度における本市優良企業（現場代理人）表彰歴の有無
 - 技術者の能力（計5点）**
 - ・主任（監理）技術者の保有する資格
 - ・過去15年間の同種・類似工事の施工実績
 - ・過去2年度における継続教育（CPD）の単位取得状況
 - 地域貢献活動等（計4点）**
 - ・過去2年度における災害協定に基づく活動の有無
 - ・過去2年度における地域貢献活動等の有無
 - 「酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」推進への寄与（計2点）**
 - ・結婚・出産・子育てに関する協力
 - ・雇用に関する協力
- （全体計16点）**

7

ガイドライン P.3、P.4、P.12～P.31

評価基準（評価項目等）



- 「過去〇〇年度」とは**

入札しようとする工事の発注年度は含まない、直前の〇〇ヶ年度のこと

例：平成29年度の発注工事の場合、「過去2年度」とは平成27年4月1日から平成29年3月31日までのこと

※ただし、初年度の平成28年度は、入札しようとする工事の評価資料提出時点まで延長します。
- 「過去〇〇年間」とは**

入札しようとする工事の直前 〇〇ヶ年度 + 評価資料提出時点までのこと

8

ガイドライン P.4、P.28～P.29

評価基準（地域貢献活動等）



評価項目	評価基準	加算点	配点
地域貢献活動等②	・酒田市消防団協力事業所認定 ・酒田市除雪事業除雪委託業者 ・更生保護協力雇用主登録 ・建設産業担い手確保・育成企業（技術者・技能者確保のためのインターンシップ受入企業） ・本市 芸術、文化、スポーツ、福祉及び教育活動への継続的な支援 ・酒田まつり、酒田港まつりへの参加 ・産業フェア等、市が主催する各種産業振興展への出展	3項目以上該当	1
		2項目該当	0.5
		1項目該当又は該当なし	0
			9

ガイドライン P.4、P.28～P.29

評価基準（地域貢献活動等）



評価項目	評価基準	加算点	配点
地域貢献活動等③	・酒田市内でのボランティア活動の実績（公共機関による証明が可能なものに限る）	5項目以上該当	1
		4項目該当	0.5
		3項目以下該当又は該当なし	0
最大			4


対象地域貢献活動

- ・酒田市緑化・美化ボランティア支援制度(美化サポーター制度)
- ・酒田市清掃週間事業(町をきれいにする週間) ・きれいな川で住みよいふるさと運動
- ・光ヶ丘地区環境美化活動 ・森林ボランティア育成事業 ・海岸等の美化活動
- ・高齢者・障がい者世帯の除雪ボランティア ・山形県ふるさとの川愛護活動支援事業
- ・山形県マイロードサポート事業 ・地域防犯活動(青色防犯パトロール)

10

ガイドライン P.4、P.28～P.29

評価基準（地域貢献活動等）




- ▶ 「地域貢献活動等」について
 - ・企業としての活動を評価する。
 - ・個人としての活動は評価しない。

- ▶ 「ボランティア活動」について
 - ・評価対象活動のうち、同一の活動で重複して該当するものについては、1項目分の活動として取り扱う。
 - ・公共機関による証明が必要。
(様式は任意、担当者の認印で可)

11

ガイドライン P.4、P.30

評価基準（創生総合戦略）



	評価項目	評価基準	加算点	配点
「創生総合戦略」推進への寄与①	結婚・出産・子育てに関する協力	過去2年度における山形いきいき子育て応援企業認定あり	1	1
		過去2年度における ・さかた結婚推進連絡協議会協力企業登録 ・その他、特に市長が認めるもの のいずれか	0.5	
		上記以外の者	0	

創生総合戦略 = 酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

12

ガイドライン P.4、P.31

評価基準（創生総合戦略）



評価項目	評価基準	加算点	配点
「創生総合戦略」推進への寄与②	・過去2年度におけるUIJターン等の雇用実績あり ・障がい者の雇用あり のいずれか（酒田市民に限る）	1	1
	過去2年度における ・新卒者の雇用 ・酒田市UIJターン人材バンク求人登録 ・就職情報サイト登録 ・就職ガイダンス参加 ・その他、特に市長が認めるもの のいずれかの実績あり（酒田市民に限る）	0.5	
	なし	0	
		最大	2

創生総合戦略 = 酒田まち・ひと・しごと創生総合戦略

13

ガイドライン P.33～P.46

評価基準（技術点の自己評価）




入札参加者による自己評価を実施

- ・入札参加者からは、自己評価の技術点を提出してもらう。
- ・自己評価点以上の評価はしない。

14

ガイドライン P.1～P.2



評価方法（算定方式）

総合評価で用いられる算定方式

加算方式

評価値 = 価格点 + 技術点

価格点：100×(1-入札価格/予定価格)
技術点：技術力に応じた評価点数

（酒田市現行算定方式）

↓

除算方式

評価値 = $\frac{\text{技術点}}{\text{価格(円)}} \times 1\text{百万(円)}$


技術点：技術力に応じた評価点数

（酒田市新算定方式）

※評価値により落札者を決定する。

15

ガイドライン P.1



品質等確実点

評価値算定の際に品質等確実点を採用

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \frac{\text{技術点}}{\text{価格}} \times 1\text{百万(円)} \\ &= \frac{\text{①標準点} + \text{②加算点} + \text{③品質等確実点}}{\text{④価格(円)}} \times 1\text{百万(円)} \end{aligned}$$

①標準点：発注者が示した標準仕様を満足する場合に付与する値。(100点)

②加算点：技術力に応じて評価した値。(0～16点)

③品質等確実点：**品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価した値。(8点または0点)**
入札価格が、調査基準価格以上の場合は8点、調査基準価格未満の場合は0点とする。


④価格：入札価格とするが、調査基準価格未満の場合は調査基準価格とする。

※調査基準価格とは、工事の品質が確保できないおそれがあると認められる場合の基準の価格で、入札価格がこの価格を下回った場合には低入札価格調査を行うこととしている。

16

ガイドライン P.9

開札後の評価（事後審査）




- 開札後に総合評価の審査を実施
 - ・ 入札参加者からは、あらかじめ自己評価の技術点を提出してもらう。
 - ・ 開札後に自己評価の技術点と入札価格から算定される評価値の最も高い者から自己評価の内容も含め総合評価の審査を行う。

17

ガイドライン P.5

ペナルティー



- 契約後に技術者変更の場合のペナルティー
 - ・ 総合評価対象技術者は変更できない。
 - ・ 契約後にやむを得ず変更せざるを得ない場合は、原則、変更前と同等以上の評価を有する技術者を配置しなければならない。
 - ・ それが不可能な場合は、工事完成後に工事成績評定の減点を行う。

18